

令和元年台風19号に伴う被災中小企業者等支援事業 ～信用保証料の全額補助、支払利子の全額補助を実施します～

福島市では令和元年10月の台風19号により被災された市内中小企業者・小規模事業者の皆様に対して、支援策を創設しました。

ぜひ、ご活用ください！



① 信用保証料の全額補助

福島県緊急経済対策資金融資制度(豪雨災害特別資金)を利用した対象者に、信用保証料を全額補助します。

【取扱期間】 令和元年11月5日から令和2年3月31日

【補助額】 当初支払う信用保証料全額

② 支払利子の全額補助(令和3年度分まで)

福島県緊急経済対策資金融資制度(豪雨災害特別資金)を利用した対象者に、支払利子のうち令和3年度分までの利子を補助します。

【取扱期間】 令和元年11月5日から令和2年3月31日

【補助額】 借入日から令和4年3月31日に支払った利子全額

◇参考◇ 福島県緊急経済対策資金融資制度(豪雨災害特別資金)

【対象者】県内に事業所を有し、災害救助法適用区域において事業を行っている中小企業者のうち、次に掲げる

要件①②のいずれかに該当する方

① 災害救助法適用区域に事業所を有し、直接被害を受けた中小企業者(市町村の罹災証明が必要)

② 次の要件にすべて該当する中小企業者

ア 災害救助法適用区域において1年間以上継続して事業を行っていること

イ 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。(売上高等の減少について、市町村長の認定が必要)

【融資の条件】

◆融資限度: 運転資金、設備資金8,000万円(併用時は8,000万円限度)

◆融資期間: 10年以内(うち据え置き1年以内) ◆融資利率: 固定年1.5%以内 ◆保証料率: 年0.5%

◆取扱期間: 令和元年11月1日より令和2年3月31日融資実行分まで

詳しくは 福島県庁商工労働部経営金融課 電話:024-521-7288 FAX:024-521-7931

ホームページ [福島県中小企業制度資金](#) で検索

【お問い合わせ先】

福島市役所商工観光部商業労政課 電話:024-525-3720 FAX:024-535-1401

ホームページ

<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/syourou-syougyou/shigoto/chushokigyo/yushisedo/879.html>